

諫早労働基準監督署発表
令和3年8月2日（月）

担 当	諫早労働基準監督署
	署長 竹永剛 監督課長 中川征治 (電話) 0957-26-3310

労働安全衛生法違反容疑で書類送検

～墜落防止措置を講じていなかった疑い～

諫早労働基準監督署は、本日、株式会社富永庭苑及び同社代表取締役を、労働安全衛生法違反の疑いで、長崎地方検察庁に書類送検しました。

【事件の概要】

令和2年9月23日、大村市赤佐古町内の作業現場において、高さ2.5メートルの擁壁上で作業員に樹木の枝の伐採作業等を行わせる際に、墜落防止措置を講じていなかった疑い。

1 被疑者

(1) 株式会社富永庭苑（とみながていえん）

所在地：長崎県大村市赤佐古町

事業内容：造園工事業

(2) 代表取締役A

2 違反条文

被疑者株式会社富永庭苑、被疑者Aともに、労働安全衛生法違反

同法第21条第2項（事業者の講ずべき措置等）

労働安全衛生規則第519条第1項（墜落防止設備の措置）

同法第119条第1号（罰則）

同法第122条（両罰規定）

3 災害の概要

令和2年9月23日、大村市赤佐古町内の作業現場において、被疑者株式会社富永庭苑が自社の労働者に樹木の枝の伐採作業等を行わせていたところ、当該作業に

従事していた労働者Bが高さ2.5メートルの擁壁上から作業現場に近接した水路へ墜落する災害が発生しました。

この災害により、労働者Bは重篤な障害を伴う怪我を負いました。

4 被疑内容

労働安全衛生法では、高さ2メートル以上の場所で作業を行う場合、墜落による危険を防止するため、手すり等の墜落防止設備を設けることが規定されていますが、本件災害発生当時、このような墜落防止措置が講じられていなかった疑いがあるものです。

5 参考事項

令和2年の県内の建設業における休業4日以上労働災害発生件数は、224件となっており、このうち4件が死亡災害です。

また、過去4年間では、平成29年201件、平成30年207件、平成31年・令和元年205件と、毎年200件を超える災害が発生しており、年々増加傾向にあります。

このような災害発生状況等を踏まえ、諫早労働基準監督署は、建設業に対して再発防止対策の徹底を呼びかけることはもとより、今後も法令違反により重篤な労働災害を発生させた事業者に対しては、司法処分を含め、厳正に対処していく方針です。

○労働安全衛生法

(事業者の講ずべき措置等)

第21条 事業者は、掘削、採石、荷役、伐木等の業務における作業方法から生ずる危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(罰則)

第119条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第14条、第20条から第25条まで、第25条の2第1項、第30条の3第1項若しくは第4項、第31条第1項、第31条の2、第33条第1項若しくは第2項、第34条、第35条、第38条第1項、第40条第1項、第42条、第43条、第44条第6項、第44条の2第7項、第56条第3項若しくは第4項、第57条の4第5項、第57条の5第5項、第59条第3項、第61条第1項、第65条第1項、第65条の4、第68条、第89条第5項（第89条の2第2項において準用する場合を含む。）、第97条第2項、第105条又は第108条の2第4項の規定に違反した者

(第二号から第四号 略)

(両罰規定)

第122条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第116条、第117条、第119条又は第120条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○労働安全衛生規則

(墜落防止設備の措置等)

第519条 事業者は、高さが2メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等（以下この条において「囲い等」という。）を設けなければならない。

(第2項 略)